

下水道使用料金が変わります

～令和2年4月使用分から変更になります～

奥出雲町下水道(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)使用料に関する条例改定案が12月定例議会において可決され、これにより令和2年4月使用分(令和2年5月調定分)から各種下水道料金が下記のとおり改定となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

現行料金 (令和2年3月まで) [月額・消費税込]

基本料金及び加算額			
区分	基本料金	加算額	摘要
専用住宅	1,729円	1人当たり 576円	専用住宅とは、住宅の用に供する建物とする。
事業所等	1種	8,069円	営業用排水を含む家庭で、大量の雑排水を排出する店舗等(旅館、料理飲食店、食品加工、クリーニング店等)。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	2種	4,611円	1種、3種以外の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	3種	34,584円	大型店舗、工場、ホテル等
公共施設等	1種	23,056円	学校、幼稚園、保育所、公民館等
	2種	207,504円	病院
	3種	69,168円	老人保健施設
集会所等	1,729円		集会所等とは、自治会の集会所、公園、広場、神社等

改正料金 (令和2年4月以降) [月額・消費税込]

基本料金及び加算額			
区分	基本料金	加算額	摘要
専用住宅	1,816円	1人当たり 606円	専用住宅とは、住宅の用に供する建物とする。
事業所等	1種	8,472円	営業用排水を含む家庭で、大量の雑排水を排出する店舗等(旅館、料理飲食店、食品加工、クリーニング店等)。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	2種	4,842円	1種、3種以外の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	3種	36,313円	大型店舗、工場、ホテル等
公共施設等	1種	24,208円	学校、幼稚園、保育所、公民館等
	2種	217,879円	病院
	3種	72,626円	老人保健施設
集会所等	1,816円		集会所等とは、自治会の集会所、公園、広場、神社等



【一般家庭における現行の下水道料金】

現行の料金 (10円未満の端数は切り捨て)	
世帯員数	使用料金
1人	2,300円
2人	2,880円
3人	3,450円
4人	4,030円
5人	4,600円
6人	5,180円
7人	5,760円

【一般家庭における改正後の下水道料金】

改正後の料金 (10円未満の端数は切り捨て)	
世帯員数	使用料金
1人	2,420円
2人	3,020円
3人	3,630円
4人	4,240円
5人	4,840円
6人	5,450円
7人	6,050円

【お問い合わせ先】 奥出雲町役場水道課 下水道グループ (有線: 20-4288 / 電話: 52-2676)